

中川事務所新聞

第 1 3 5 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【自転車の信号無視まで注意義務なし】

乗用車を運転中、交差点で信号無視をした自転車をはねて死亡させた男性に対し、大阪高裁は無罪判決を出しました。「自転車が赤信号を無視することを自動車運転者が予想する義務はない」というのが主な判決理由です。

この判決は要するに「自転車が悪い」ということで、これまで自動車×自転車では、弱者である自転車を保護するという一般常識的な考えがありました。この判決によってそれが覆されました。自転車といえども法律違反は許さないということなの



で、十分気を付けましょう。

【空き家対策特別措置法】

適切な管理がなされていない空き家等による問題を解決するため5/26から施行されました。

市町村が「特定空き家」と認定した場合は、固定資産税の減額特例を受けられなくなるほか、行政による取壊し 費用請求も可能になりました。

これによって町の景観と安全が良い方向に進むと考えられますが、空き家を放置している人にとっては痛い出費となりそうです。

【今月から取締り強化される自転車の違反行為】

- 1.信号無視
- 2.通行禁止違反
- 3.徐行違反
- 4.通行区分違反
- 5.路側帯通行時の歩行者の通行妨害

- 6.遮断踏切立ち入り
- 7.交差点安全進行義務違反等
- 8.交差点優先者妨害等
- 9.環状交差点安全進行義務違反等
- 10.指定場所一時不停止等
- 11.歩道通行時の通行方法違反
- 12.ブレーキ不良自転車運転
- 13.酒酔い運転
- 14.安全運転義務違反

【6月の事務予定】

- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・3月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・10月決算法人中間申告&納税
- ・クールビス
- ・初期夏バテ防止



知ってお得！？法律雑学

Q . 今年の梅酒を漬け込む時期が来ました。私の作る梅酒は評判が良いので、町内会の夏祭りで売ってはどうかと声がかかりました。張り切って作ろうと思います。

A . 逮捕されるかもしれませんが、無免許で酒を造ると、

10年以下の懲役または100万円以下の罰金が課されます(酒税法54条1項)。ただし、梅酒については昭和37年に個人で作ることは解禁されましたが、それはあくまでも個人で楽しむ分に限られます。

美味しい梅酒を飲みたい人は、自宅に招いてご馳走して

あげましょう。もちろん無料で。



経営談義

【決算対策？】

例えば決算まであと1ヶ月となった段階で利益が予想以上に出ていた場合、多くの経営者が「何か経費で落とせるものはないか？」と考えることでしょう。その考え方自体に異論はありませんが、中身はきちんと検討する必要があります。

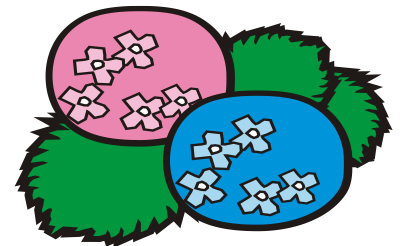
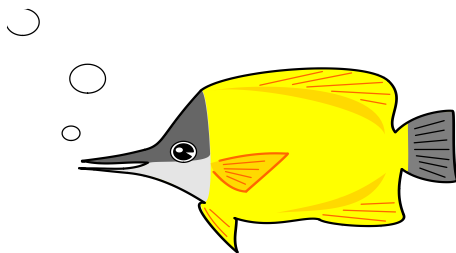
仮に予想利益100万円のところ、300万円も出てしまったとして、慌てて200万円の買い物をして予定通り利益を100万円に収めたとします。問題はこの200万円の買い物

の中身です。絶対必要な消耗品を予め買っておく、古くなった備品類を更新する、従業員に決算賞与を支給する、退職金原資を積み立てる、こういったことは健全なお金の使い方だと考えられます。その反対に不要不急なもの、事業とは関係ないものを買うことはもはや言うまでもありません。

もう一つ意外な落とし穴があります。中身が正しい買い物であっても、買い物そのものに時間をかけ過ぎる経営者がたまにいます。ネットサーフィンに熱中したり、1円でも安い中古品探しに血眼になったり、経営者がそのようなことに時間を潰しては、本末転倒でしょう。

なお、資金面でも検証して

おきましょう。税率を30%とすると、利益300万円で何も買い物をしなかった場合、
 $300万円 \times (1 - 30\%) = 210万円$
 200万円の買い物をした場合
 $(300万円 - 200万円) \times (1 - 30\%) = 70万円$
 手元に残るお金に210万円 - 70万円 = 140万円の差が出ます。買い物は100%の外部流出、納税は30%の外部流出、この差と費用対効果、借入金残高とのバランスを考えて、健全なお金の使い方に取り組みましょう。



五月の異常な暑さで少々バテ気味です。日焼けで早くも腕の皮が剥けました。気候変化への対応が年々遅くなっているような気がするのは歳のせいでしょうか？

この原稿を書いている最中に、年金機構から大量の個人情報が出たというニュースが入ってきました。私どもでは独自にデータ管理を行っていましたが、この度さらにセキュリティを強化するために専用機器を導入し、専門業者に安全管理を委託しました。マイナンバーの本格運用も間近になって世間がナーバスになってきたようです。

あじがゆ

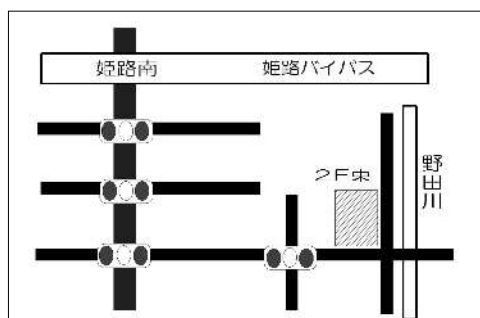
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp